○四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に

係る占用料等徴収条例

平成 12 年 3 月 27 日 条 例 第 1 号

改正 平成 25 年 12 月 27 日条例第 12 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第37条第4項 の規定に基づき、四日市港管理組合が徴収する占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)に関する事項について定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第2条 四日市港管理組合の管理者(以下「管理者」という。)は、法第37条第1項第1号又は第2号に掲げる行為についての許可(以下「占用等の許可」という。)を受けた者から別表第1又は別表第2に掲げる占用料等を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る占用料等については、これを徴収しない。

(占用料等の減免)

- 第3条 管理者は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る 占用料等については、これを減額又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生 活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者である場合の占用料等につい ても同様とする。
 - (1) 漁業
 - (2) 港湾の利用を増進するものであって営利を目的としないものであると認められる事業
 - (3) 港湾の保全に著しく利益を与えると認められる事業
 - (4) その他公益上特に必要があると認められる事業
- 2 前項の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、管理者に減額又は免除の申請をしなければならない。

(占用料等の納付方法)

- 第4条 占用料等を納付すべき者は、第2条の占用料等を当該占用料等の額の決定があつた日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあつては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を管理者が指定する日までに納付しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、法第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる行為についての許可に係る占用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

(占用料等の返環)

- **第5条** 前条の規定により納付された占用料等は、返還しない。ただし、管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。
 - (1) 港湾工事又は公益上の必要により、占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更した
 - (2) 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土砂等の採取ができなくなったと管理者が認めるとき。

(過怠金)

第6条 管理者は、法第37条第5項の規定により、詐欺その他不正の行為により第2条の占 用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を 徴収する。

(延滞金)

- 第7条 延滞金については、四日市港管理組合収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例(昭和52年四日市港管理組合条例第11号)の定めるところによる。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料等の額を控除した額とする。
- 2 延滞金は、その額が 100 円未満であるときは、徴収しないものとする。 (委任)
- 第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に四日市港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等に関する規則(昭和41年四日市港管理組合規則第10号)の規定により行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する許可に係る占用料等の額については、なお従前の例 による。

附 則 (平成 25 年 12 月 27 日条例第 12 号)

この条例は平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項第1号又は第2号に掲げる行為についての許可を受け、同日前に占用又は土砂の採取をしているものについては、第5条の規定による改正後の四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

占用料

占用目的	単位	使 用	期間
白用目的	平 1 <u>以</u>	1月以上	1月未満
漁業免許に伴うための占用	1年1平方メートルまでごとに	25 円	27円50銭
管線類を埋架設する場合の占用			
外口径 20 センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	200 円	220 円
外口径20センチメートル以上	1年1メートルまでごとに	320 円	352 円
50 センチメートル未満			
外口径 50 センチメートル以上	1年1メートルまでごとに	400 円	440 円
1.3 メートル未満			
外口径 1.3 メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	330 円	363 円
その他の占用	1年1平方メートルまでごとに	330 円	363 円

- 備考 1 許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、 月割りをもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは当該端数を1月と して計算する。
 - 2 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該端数を1平方メートル又は1メートルとして計算する。
 - 3 占用料の計算は1件ごとに行い、占用料の確定額に円位未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てる。
 - 4 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
 - 5 この表の1月未満の占用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
 - 6 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度管理者が定める。

別表第2(第2条関係)

土砂採取料

種				別	単	位	料	金
土				砂	1立方メート	ルまでごとに		220 円
		砂			1立方メート	ルまでごとに		220 円
カゝ	き	込	砂	利	1 立方メート	ルまでごとに		220 円

- 備考 1 採取する量が1立方メートル未満であるとき又は採取する量に1立方メートル未 満の端数があるときは、当該端数を1立方メートルとして計算する。
 - 2 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
 - 3 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
 - 4 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度管理者が定める。